

令和 2 年度の協会けんぽの 保険料率改定について

協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率が本年 3 月分（4 月納付分）から改定されました。

はじめに

協会けんぽ健康保険料率および介護保険料率が改定されました。今回は都道府県によって上がったところと下がったところに分かれました。また、介護保険料率も改定されました。以下新しい保険料率と関連する注意事項について紹介します。

健康保険料率

令和 2 年度の健康保険料率の改定は以下の通りです。

都道府県	改定前	改定後	増減
東京都	9.90%	9.87%	▲0.03%
神奈川県	9.91%	9.93%	+0.02%
千葉県	9.81%	9.75%	▲0.06%
大阪府	10.19%	10.22%	+0.03%
福岡県	10.24%	10.32%	+0.08%
沖縄県	9.95%	9.97%	+0.02%

最も料率の高い佐賀県（10.73%）と最も低い新潟県（9.58%）の差は 1.15%あり、20 万円の給与で月額 2,300 円の違いになります。

介護保険料率

介護保険料率は全国一律で 1.73%→**1.79%**に改定となります。介護保険料率は下記の図の通り、過去 10 年上昇傾向で推移しています。



都道府県ごとに保険料率が違う理由

都道府県ごとに、必要な医療費（支出）が異なるからです。都道府県ごとの保険料率は、地域の加入者の医療費に基づいて算出されており、年齢構成や所得水準、予防への取り組みなどにより差が生まれています。

また、平成 30 年度よりインセンティブ制度が導入され、加入者及び事業主の特定健診や特定保健指導、ジェネリック医薬品の使用割合等の取り組み結果が保険料率に反映されています。

国保との違い

協会けんぽ健康保険と国民健康保険の違いは、主に「保険料の計算方法」と「給付」にあります。

以下の表の通り、協会けんぽが月額給与に連動するのに対して、国民健康保険は前年度の所得に連動します。給付については傷病手当金や出産手当金といった休業補償の給付の有無が特徴的な違いでしょう。

また、国保が全額加入者負担であるのに対し、協会けんぽや組合健保などの制度は労使で保険料を分け合う違いもあります。

保険者	保険料計算根拠	休業給付 (傷病手当金、出産手当金)
協会けんぽ	月額給与	ある
国民健康保険	前年の所得	ない

協会けんぽの保険料率改定については、当事務所までお問い合わせください。